

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2022年 2月 4日
【会社名】	チッソ株式会社
【英訳名】	CHISSO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木 庭 竜 一
【本店の所在の場所】	大阪市北区中之島三丁目 3 番23号
【電話番号】	(06)6441-3251
【事務連絡者氏名】	大阪事務所長 石 崎 和 久
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目 2 番 1 号
【電話番号】	(03)3243-6375
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長 田 村 秀 人
【縦覧に供する場所】	該当なし

1【提出理由】

当社に対する訴訟について、2022年1月25日に最高裁判所において上告棄却及び上告不受理の決定がなされ、解決しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

1．当該訴訟の提起があった年月日

2015年1月13日

2．当該訴訟を提起した者

(1) 訴訟を提起した者 是 浦 大 良(以下、原告といたします。)

(2) 住 所 埼玉県戸田市笹目4丁目18番地の4

3．当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

原告は水俣病に罹患しているとして、当社、国及び熊本県に対して慰謝料及び弁護士費用440万円を連帯して、これを支払えというものであります。

4．訴訟の解決があった年月日

2022年1月25日

5．訴訟の解決の内容

原告は水俣病に罹患しているとして、当社、国及び熊本県に対し、2015年1月13日に東京地方裁判所へ損害賠償請求訴訟(損害賠償請求金額合計440万円)を提起しましたが、2019年5月29日に原告の請求をいずれも棄却し、訴訟費用は原告の負担とする旨の判決が言渡されました。

2019年6月7日に原告より、東京地方裁判所の判決を不服として、東京高等裁判所に控訴が提起されましたが、2020年2月27日に本件控訴を棄却する旨の判決が言い渡されました。

2020年3月5日に原告より、東京高等裁判所の判決を不服として、最高裁判所に上告及び上告受理申立が行なわれましたが、2022年1月25日に最高裁判所は上告を棄却し、上告受理申立を受理しないとの決定を下したことから、これにより、本件訴訟に関する判決が確定し、解決しております。